

# ～ 新潟市民病院からのお知らせ ～

## 初診時・再診時 選定療養費

### 令和元年10月1日からご負担額が変わります

地域医療の機能の分担や連携を促進するため、大病院（特定機能病院及び一般病床400床以上の地域医療支援病院）を受診する際、初診時及び再診時選定療養費として、厚生労働省が定める一定額以上の料金をいただくことが義務化されています。

当院は、地域医療支援病院に該当するため、以下の料金をご負担いただきます。

#### 令和元年9月30日まで

##### 【初診時選定療養費】

医科：5,400円、歯科：3,240円

##### 【再診時選定療養費】

医科：2,700円、歯科：1,620円

#### 令和元年10月1日から

消費税率の改定に伴い、料金が変更となります。

##### 【初診時選定療養費】

医科：5,500円、歯科：3,300円

##### 【再診時選定療養費】

医科：2,750円、歯科：1,650円

#### ○選定療養費とは…

- ☞ 患者さんの希望により提供したサービスについて、特別の料金をいただくことが認められているものです。

#### ○初診時選定療養費とは…

- ☞ 他の保険医療機関からの紹介状をお持ちにならず、当院への受診を希望される場合にご負担いただく料金です。

#### ○再診時選定療養費とは…

- ☞ 当院での専門的な治療が終了し症状が安定した患者さんを、当院から他の保険医療機関へ紹介後、他の保険医療機関からの紹介状をお持ちにならず、患者さんの希望により再度当院を受診される場合に、受診の都度ご負担いただく料金です。

#### ○下記の対象外患者さんにつきましては、選定療養費のご負担はありません。

- ・ 他の保険医療機関からの紹介状を持参した場合
- ・ 当院の他の診療科を受診中の場合
- ・ 外来受診後、そのまま入院となった場合
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・ 公費負担医療制度の対象となる場合（一部例外あり）
- ・ その他やむを得ない事情がある場合 等

当院は、地域のかかりつけ医を支援し、高度・専門医療を提供する地域医療支援病院です。

まずは地域のかかりつけ医等を受診しましょう。

ご理解ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。